平成２７年（フ）第５７号
和歌山市三葛538番地の２
債務者　岩田　嘉之
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
和歌山市黒田101番地の１　フジパレスジーナ102号室
債務者　林　　美樹
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６７号
和歌山市中島12番地の29
債務者　昌山　　武
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
和歌山市松ケ丘１丁目３番９号
債務者　島村由紀子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８１号
和歌山市西庄1056番地の305
債務者　木村　真菜（旧姓折田）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９９号
和歌山県有田市宮崎町148番地１　レオパレスＡＲＩＤＡⅡ110号
債務者　佐藤　美子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東215番地
債務者　西山　喜一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８号
和歌山市船所11番地の12
債務者　田中　弘美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
岡山県津山市平福523番地１　山根アパート９号室、前住所岡山県津山市一方285番地県営住宅１―106
債務者　岡部　仁子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７４号
香川県高松市香川町大野2200番地　県住13―406
債務者　高畑　竜磨
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８２号
香川県高松市松並町845番地２
債務者　豊嶋千惠子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８８号
青森市長島２丁目６番２号
債務者　松山　　繁
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
茨城県日立市城南町２丁目10番６号
債務者　野木　純子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１０号
茨城県つくばみらい市小絹237番地１　グリーンハイツ小絹２―103
債務者　橋口　辰彦
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
茨城県土浦市中神立町15番地10　アオキハイツ３号棟101
債務者　新道サヤ子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
茨城県土浦市川口２丁目９番33―610号　サンシャイン川口Ａ棟、前住所茨城県土浦市蓮河原町3785番地２　フジハイツ202号
債務者　鈴木　満枝
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７７号
茨城県土浦市真鍋新町15番16号　サンシティノグチＢ―103
債務者　並木志文子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係